

令和6年第1回

西予市議会定例会議案
(追加分)

西 予 市

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第53号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第54号	西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	4

議案第 5 3 号

西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

指定管理者制度の導入を可能とするため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の
規定に基づき、本条例の一部を改正するものである。

西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西予市病院事業の設置等に関する条例(平成16年西予市条例第240号)の一部を次のように改正する。

本則に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、病院事業の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に病院の管理を行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 病院の運営に関する業務

(2) 病院の施設、機械器具等の維持管理に関する業務

(3) 病院の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)及び手数料の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、市長と協議の上、前項の業務の一部を第三者に委託することができる。

4 指定管理者に第2項に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行わせる場合において、第7条第1項及び同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金等)

第10条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合において、西予市病院事業使用料及び手数料条例(平成16年西予市条例第243号。以下「使用料条例」という。)第2条に規定する使用料は、利用料金として、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させる。

2 利用料金及び手数料(以下「利用料金等」という。)の額は、使用料条例第2条及び第3条に規定する使用料並びに手数料の額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、市長の承認を受けた基準により、利用料金等を減免することができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、次に掲げる基準により、管理業務を行わなければならない。

- (1) 地方自治法その他の関係法令並びにこの条例及びこれに基づく規則等の規定に従って誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 病院を利用しようとする者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 指定管理者業務に関して、取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月4日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

指定管理者制度の導入を可能とするため、地方自治法第244条の2第3項の
規定に基づき、本条例の一部を改正するものである。

西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例(平成16年西予市条例第244号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条第22項」を「第8条第28項」に改める。

第4条第1号中「第8条第25項」を「第8条第28項」に、「介護老人保健施設サービス」を「介護保健施設サービス」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 介護保険法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護第4条に次の1号を加える。

(5) 介護保険法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション

第5条各号を次のように改める。

(1) 介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 100名

(2) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション 35名
第6条第1項第1号中「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」の次に「(平成12年厚生省告示第21号)」を加え、同項第2号中「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」を「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 介護保険法の規定に基づき指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算定した額
第12条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、介護老人保健施設事業の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)につくし苑の管理を行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) つくし苑における看護及び機能訓練その他必要な医療等の提供に関する業務

(2) つくし苑の施設、機械器具等の維持管理に関する業務

(3) つくし苑の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)及び手数料の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、市長と協議の上、前項の業務の一部を第三者に委託することができる。

4 指定管理者に第2項に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行わせる場合において、第10条第1項及び同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金等)

第13条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合において、第6条に規定する使用料は、利用料金として、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として收受させる。

2 利用料金及び手数料(以下「利用料金等」という。)の額は、第6条に規定する使用料及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例(平成16年西予市条例第246号)第2条に規定する手数料の額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、市長の承認を受けた基準により、利用料金等を減免することができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により、管理業務を行わなければならない。

(1) 地方自治法その他の関係法令並びにこの条例及びこれに基づく規則等の規定に従って誠実に指定管理者業務を行うこと。

(2) つくし苑を利用しようとする者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 指定管理者業務に関して、取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。